

平成20年4月2日

学生の皆さん

学生部長

「麻疹（はしか）抗体保有状況事前登録制度」について

麻疹は感染力が強く、思春期以降に感染した場合、重症化するおそれがあります。これまで麻疹にかかったことが無く、ワクチン接種をしていない学生は自分の健康を守るためにも、できる限りワクチン接種をするようにしてください。

本学では、予防接種済証明書又は抗体検査（陽性）のコピー、もしくは罹患していることを確実に証明できる自己申告書の提出があれば、万一、麻疹が学内で感染拡大し、キャンパスへの立入禁止措置等がとられた場合でも、キャンパスへの立ち入りを許可しようとする「麻疹（はしか）抗体保有状況事前登録制度」を実施することになりました。

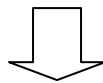
詳細については各キャンパスの学務課、学生課までお願いします。

登録手続きの流れ

学生

次のいずれかの書類を添付し、抗体保有状況事前登録申請書を各キャンパス学務課、学生課に提出

- ・ 予防接種済証明書（2回目）、抗体検査結果（陽性）のコピー
- ・ 麻疹の罹患についての自己申告書



キャンパス学務課、学生課

上記申請書が提出され、感染の危険性がないと確認された学生について、立ち入り許可証を交付

登録にあたっての注意

麻疹は感染力の強い病気です。記憶違いなどにより誤った申告をすると、自身が麻疹に感染したり、他の学生に感染させたりする危険性がありますので、申請にあたっては十分に確認したうえで行うようにしてください。